

## 火薬類の輸入の承認について

### 輸入注意事項19第7号 (19.3.6)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる火薬類の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

#### 1 対象品目

関税率表の番号等	品名
36・01	火薬
36・02	爆薬
36・03	<p>導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管          火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し          電気により点火する構造のもの</p> <p>自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターや、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たすものの          火薬（過塩素酸塩を中心とする火薬に限る。以下同じ。）の量が          0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下である          かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、          点火部（イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を2つ有するもの場合には、          それぞれの点火部の火薬の量が0.26グラム以下であること。          (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。          (3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できな          い構造であること。          (4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。          (5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。          (6) 点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が(1)          の点火部までの要件を満たし、かつ、一方の点火部が他方          の点火部の点火を引き起こさない構造であること。          ハ、自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるガス発生器（L          字型ガス発生器又は自動車用乗員前方移動拘束装置に用い          ているガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に          用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次          の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすもの          (1) 火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム          以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであるこ          と。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生          器に組み込んで用いるものの場合には、火薬の量が0.25グラム          以下のものであること。          (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造である          こと。          (3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できな</p>

い構造であること。  
 (4) 外殻は、防爆性を有する材質であること。  
 (5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

## 2 申請者の資格

- (1) 関税率表第36・01項に該当する貨物(火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。)第2条第1項第1号に規定する火薬に限る。)については次のいずれかに該当する者

- ① 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可を受けている者又は火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可を受けている者であって、かつ、火取法第12条第1項の規定による許可を受けている者又は火取法第13条のただし書の規定による許可を受けている者

- ② ①以外の者にあっては、申請貨物につき火取法第24条の規定に基づく輸入の許可を受けた者

- (2) 関税率表第36・02項に該当する貨物(火取法第2条第1項第2号に規定する爆薬に限る。)

(1)に同じ。

- (3) 関税率表第36・03項に該当する貨物(火取法第2条第1項第3号に規定する火工品に限る。)

(1)に同じ。

- (4) 上記に掲げる品目以外の貨物にあっては、当該貨物を輸入しようとする者

## 3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

- (2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

- (3) 申請書の提出部数

輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通

- (4) 添付書類

① 2の(1)から(3)までに該当する場合

- (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通  
 (ロ) 申請資格を有することを証する書類の写し 2通  
 (ハ) 当該申請貨物のカタログ類 2通

- (二) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 2通

② 2の(4)に該当する場合

- (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通  
 (ロ) 当該申請貨物の輸入を必要とする理由を説明する書類 2通

- (イ) 当該申請貨物のカタログ類 2通
- (二) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 2通
- (3) 審査に当たり、必要がある場合には、許可書等の原本並びに①及び②に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
  - ④ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。
  - (5) 添付書類の省略
    - (4)(1)(ロ)の申請資格を有することを証する書類（以下「資格許可書等」という。）については、以下の書類を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等を同様に提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。

- ① 資格許可等対象書類
  - (イ) 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
  - (ロ) 火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
  - (ハ) 火取法第12条第1項の規定による許可
- (二) 火取法第13条ただし書の規定による許可
  - (ホ) (イ)から(ニ)までの許可書の内容を変更したことの証する書類

② 提出書類

- (イ) 資格許可書等の写し 2通
- (ロ) 申請書本人が当該資格許可書等の写しは原本と相違ないことを誓約した別紙様式2による書類（以下「原本誓約書」という。） 2通

#### 4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

- 申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済みのもの）

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の證明で

きる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- (3) その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めどころによる。

追

⑯

## (2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

## (3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- (イ) ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
- (ロ) テキストエディタ
- (ハ) XMLエディタ

## ② 受付電話番号

03-5251-3030

## (4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

## (5) 品目コード

PLO

## (6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

## (7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

## (8) 添付書類

## ① 2の(1)から(3)までに該当する場合

- (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
- (ロ) 申請資格を有することを証する書類
- (ハ) 当該申請貨物のカタログ類
- (ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類

## ② 2の(4)に該当する場合

- (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
- (ロ) 当該申請貨物の輸入を必要とする理由を説明する書類
- (ハ) 当該申請貨物のカタログ類
- (ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類

## ③ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の

定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

④ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）

⑤ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。

なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑦ ⑤及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l

#### (9) 添付書類の省略

(8)①(ロ)の申請資格を有することを証する書類（以下「資格許可書等」という。）については、以下の書類を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等を同様に提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。

##### ① 資格許可等対象書類

- (イ) 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
- (ロ) 火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
- (ハ) 火取法第12条第1項の規定による許可
- (ニ) 火取法第13条ただし書の規定による許可
- (ホ) (イ)から(ニ)までの許可書の内容を変更したことを証する書類

##### ② 提出書類

- (イ) 資格許可書等の写し 2通
- (ロ) 別紙様式2による原本誓約書 2通

(10) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

#### 5 輸入承認の基準

当該輸入承認申請が3又は4に従つて行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

追

## 〔別紙様式1〕

## 火薬類輸入承認申請明細書

## 【火薬・爆薬・火工品・その他】

受付年月日 ※	① 申請者名及び住所	担当者氏名 (TEL)
受付番 ※	② 需要者名(設置場所又は工場名)	
	③ 最終需要者名	

④ 関税率表の番号等	⑤ 原産地	⑥ 船積地域	⑦ 国連番号 (UN No.)
------------	-------	--------	-----------------

⑧ 貨物名・貨物の説明等  
 型・銘柄・仕様  
 規格・構造・火薬の組成及び数量

総計			
----	--	--	--

(裏面につづく)

(裏面)

## ⑨ 貨物の用途

## ⑩ 輸出業者名 (住所)

## ⑪ 製造業者名 (住所)

## ⑫ 特別の有効期間の設定

- ・輸入承認の日から \_\_\_\_\_ 月

## ・理由

## 記入上の注意事項

1. ※印のある欄には記入しないでください。
2. 「【火薬・爆薬・火工品・その他】」から該当するものを○で囲んでください。
3. 「⑦ 国連番号 (U.N. No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
4. 「⑧ 貨物名・貨物の説明等」欄  
 貨物名 (和訳) ・ 貨物の説明 (型・銘柄・仕様・規格・構造・火薬の組成及び数量) を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
5. 「⑫ 特別の有効期間の設定」欄  
 輸入承認証の有効期間は承認をした日から 6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別の有効期間を設定することができます。  
 この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別の有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
6. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

(15) 追

## 〔別紙様式2〕

年 月 日

## 原 本 誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者記名  
押印又は署名  
住所 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。

- 火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可  
許可番号 \_\_\_\_\_
- 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可  
許可番号 \_\_\_\_\_
- 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可  
許可番号 \_\_\_\_\_
- 火薬類取締法第13条ただし書の規定による許可  
許可番号 \_\_\_\_\_
- 上記許可書の内容を変更したことを証する書類  
許可番号等 \_\_\_\_\_

## 記入上の注意事項

1. 該当する書類に□マークしてください。
2. 許可番号等については、許可番号を記入してください。ただし、許可番号のない書類については、当該書類の受理年月日を記入してください。
3. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。